

越都計第203号

平成30年12月7日

埼玉県知事 上田 清司 様

越谷市長 高橋 努



越谷荻島地域整備基本構想に係る戦略的環境影響評価報告書に関する
知事意見書への見解について（通知）

平成30年11月1日付け環政第631号にて送付のありました
標記報告書に関する知事意見書につきまして、下記のとおり見解を
送付いたします。



記

- 1 対象計画の名称
越谷荻島地域整備基本構想
- 2 計画等策定者
越谷市長 高橋 努
- 3 知事意見書に対する見解
別紙のとおり

担当：都市整備部都市計画課
荻島地区土地利用推進室

電話：048-963-9182（直通）

知事意見	計画等策定者の見解
<p>対象計画等の策定に当たって、下記の意見を考慮し、環境への負荷をできるかぎり回避し、又は低減することその他の環境の保全と創造に努めること。</p>	
<p>1. 戦略的環境影響評価の評価項目について</p>	
<p>(1) 評価全般について ア 都市計画道路健康福祉村大袋線が及ぼし得る影響について考慮すること</p>	<p>当該都市計画道路の築造計画の時期は未確定であり、本対象計画との関連性や影響の考慮については、当該道路の整備計画や整備時期等の検討の熟度に応じ、適切な時期に当該都市計画道路による影響について検討を行ってまいります。</p>
<p>イ 単に「面積比」で影響を比較するのではなく、開発区域の位置・形状、幹線道路からの距離等による違いを考慮すること。 その上で、土地を効率的に活用できる計画とし、評価することが望ましい。</p>	<p>現在、開発区域の検討段階にあることから、本戦略的環境影響評価においては、面積比に焦点を当て社会経済面の効果及び環境面の影響を相対的に評価を行いました。今後、本対象計画の事業実施に向けた具体的な事業計画の検討にあたっては、開発区域の位置・形状、幹線道路からの距離等を考慮した効率的な土地利用計画を検討してまいります。</p>
<p>(2) 環境面の評価について 敷地境界付近は、環境影響を受けやすい箇所であることから、緑地や水辺空間の配置を検討すること。</p>	<p>計画の実施にあたっては、都市計画法に基づき、開発面積の3%以上の公園や規模に応じた緩衝帯としての緑地整備計画を進めてまいります。 また、これらが将来的にも開発区域の外周部を中心に設置されることを担保するため、地区計画等の制度の活用を検討してまいります。 なお、水辺空間については、周辺農地の営農に必要な農業生産基盤であるため、適切な配置、整備計画を検討してまいります。</p>
<p>(3) 社会経済面の評価について 現在の評価は経済面に比重が置かれているが、地域の歴史やコミュニティとの繋がり等の社会的影響にも着目し、対象計画等を策定すること。</p>	<p>権利者や地元関係者との協議にあたっては、現在のコミュニティの存在や移転時におけるコミュニティの維持等に関する意向を把握し、これらに配慮しながら計画を進めてまいります。</p>
<p>2. 事業を進めていく際の留意点</p>	
<p>(1) 地域住民とのコミュニケーションについて 本計画の策定に当たっては、地域住民を始めとする様々なステークホルダーに対して十分な周知・説明を行うこと。 また、環境影響評価調査計画を作成する際は、計画策定のプロセスについて、地域住民等との対話の状況及び計画への反映状況を含めて記載すること。</p>	<p>ご意見の通り、必要に応じて説明会の開催や個別説明を行い、権利者を含めた地域関係者の理解を得ながら取り組んでまいります。 また、計画策定や事業の進捗状況に応じて、関係法令等に基づき、必要な手続きを進めてまいります。</p>
<p>(2) 農業施策との調整について 本計画地には優良農地が多く存在するため、県及び市の農政部門と十分な協議を行うこと。</p>	<p>ご意見の通り、県及び市の農政部門と十分協議を行うとともに、農地所有者及び耕作者の意向にも配慮してまいります。</p>